

措置通知書

総務部 職員課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 佐世保市職員き章実費弁償金において、佐世保市職員き章はい用規程第6条第1項で「き章を・・・破損したときは、・・・その実費を弁償して再貸与を受けなければならない。」と規定されているにもかかわらず、破損したき章の再貸与時に実費を弁償させていないものがあった。</p> <p>② 佐世保市職員き章実費弁償金額の設定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「・・・税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収・・・に関すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、金額設定の方針決裁に部長の決裁を受けないまま金額を定めていた。</p>	<p>佐世保市職員き章はい用規程の認識不足により、破損したき章も無償で再貸与可能であると誤って認識し、実費弁償させていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、徴収していなかった実費弁償分は、令和2年1月16日までに全て徴収いたしました。</p> <p>また、使用困難となったき章は、同規程第6条の「やむを得ない事由」として無償で交換できる旨の方針を起案し、令和2年1月30日に部長決裁を受けました。</p> <p>佐世保市事務処理規程の確認不足により、課長決裁としていたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、改めて令和元年12月27日に部長決裁を受けました。</p> <p>今後、金額設定の際には、佐世保市事務処理規程に基づいた事務処理を図るよう、周知徹底を行いました。</p>
<p>3. 契約事務</p> <p>① 佐世保市職員雇入時健康診断業務委託契約ほかにおいて、佐世保市文書規程第33条第1項で「・・・契約・・・に関する起案書・・・は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、総務課長が審査対象外に指定していない業務委託契約書に関する起案書について、総務課長の審査を受けていなかった。</p>	<p>佐世保市文書規程の確認不足により、総務課長の審査を受けていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和元年12月16日に総務課長の審査を受けました。</p> <p>今後は起案書の内容を十分に確認するとともに、佐世保市文書規程に基づいた事務処理を図るよう、周知徹底を行いました。</p>

措置通知書

総務部 職員課

報告を受けた事項	措置状況
<p>② 特定化学物質に係る健康診断業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第1項で「予定価格は、・・・消費税及び地方消費税・・・を加算する前の積算価格・・・に、消費税等相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、誤った方法により予定価格を設定していた。</p> <p>③ 会計年度任用職員制度対応に係る人事情報システム改修業務委託契約ほかにおいて、佐世保市財務規則第138条第1項で「・・・契約の相手方を決定したときは、遅滞なく、契約書を作成しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、契約書を作成せず業務に着手させていた。</p>	<p>予定価格の設定方法についての認識不足により、消費税等相当額を加算せずに設定を行っていたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱の再確認を行い、適正な方法で予定価格の設定を行うよう、周知徹底を行いました。</p> <p>佐世保市財務規則の認識不足により、契約書を作成する前に業務を着手させていたものです。</p> <p>今後は、二度とこのようなことがないように、財務規則を再認識し、適正な契約事務を行い再発防止に努めるよう周知徹底を行いました。</p>
<p>4. 財産管理事務</p> <p>佐世保市職員き章の管理において、佐世保市物品会計規則第18条第1項で「物品管理者は、所管に属する物品をその性質又は用途に応じ常に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、平成30年度分の受払簿がなく、令和元年度への繰り越し数が適正であるか確認できなかった。</p>	<p>佐世保市物品会計規則の認識不足により、き章受払簿の作成等のき章の管理を失念していたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和元年12月25日から、き章受払簿をエクセルで管理運用するように変更するとともに、受払簿には払い出し毎の番号を記載し、毎月課長決裁を受けるようにしました。また、年度末には残数の確認を行い、適正な物品管理に努めるよう周知徹底を行いました。</p>

措置通知書

総務部 秘書課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>③ 佐世保市PRバッジ販売代金徴収金の徴収において、地方自治法施行令第154条第3項で「・・・納入の通知は・・・納期限・・・及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。」と規定されているにもかかわらず、納期限を記載することなく納入の通知を行っていた。</p>	<p>契約上「納付書の受領日から5日以内」と納期は定めてあるものの、納付書を郵送していたため受領日が明確ではなく、納入通知書に納期限が記載できていなかったものです。</p> <p>令和2年4月からの契約について見直しを行い、佐世保市財務規則第66条の2の「納期限について…納入及び債権金額を確認した日から20日以内における適宜の納期限を定める」の規定に基づき、適切に納期限を記載した納入通知書を送付することとしました。</p>

措置通知書

総務部 東京事務所

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 支出事務</p> <p>① 前渡金の精算において、佐世保市財務規則第 110 条第 2 項第 2 号で「前渡金にあつては、…その用務終了後 7 日以内に前渡金精算書を作成し、その支払いを証する書類を添付して…会計管理者に提出すること。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。</p> <p>② 平成 31 年 4 月分（令和元年度）の支払いにおいて、歳出の会計年度所属区分は、地方自治法施行令第 143 条第 4 項で「…物件購入費…で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と規定されているにもかかわらず、平成 30 年度の資金前渡金の残金から一時的に立て替えて支出していた。</p>	<p>東京事務所に係る運営経費については、四半期毎に前渡金を受け、必要に応じ支払いを行っており、その精算について、財務規則の認識不足により、事務処理が遅れていたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和元年度第 4 四半期に係る前渡金の精算については、最終支払日（令和 2 年 4 月 30 日）から財務規則の期限である 7 日以内（令和 2 年 5 月 7 日）に精算を完了しております。</p> <p>会計年度の認識誤りにより、平成 31 年 4 月分の支払いを平成 30 年度の資金前渡から立て替えていたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和 2 年度第 1 四半期に係る前渡金については、令和 2 年 4 月 1 日付けで支出負担行為兼支出命令書を起票し資金前渡を受け、令和 2 年度分の支払いを行っております。</p>